

御意見の概要	御意見に対する考え方
北海道事業について	
<p>処理施設の増設については異論はないが、一層の情報公開をして欲しい。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（PCB廃棄物処理基本計画）では、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）の処理施設を設置し、PCB廃棄物の処理を行う者は、積極的に情報公開を行い、地域住民への十分な説明等に努めなければいけないこととされています。本規定の趣旨を踏まえ、今後とも、日本環境安全事業株式会社（JESCO）に対し、情報公開について必要な指導監督を行うこととしており、その際、御意見についても参考とさせていただきます。</p>
<p>PCB廃棄物について、長距離輸送が必要などの理由から、本州分については本州の処理施設で処理を行うべき。また、処理施設は可能な限り複数の場所に建設し、啓発運動の拠点とすべき。</p> <p>北海道と東北、北関東、甲信越及び北陸地方の15県における汚染物等の処理は、室蘭市以外で行うべき。どうしても室蘭市で行うということであれば、何度も住民説明会を開催して、住民の合意を得るべき。</p>	<p>東北、北関東、甲信越及び北陸地方の15県におけるPCB廃棄物については、同地域における処理体制が整備されていない状況において、国及び関係各県からの要請を踏まえ、平成16年に北海道事業での処理について北海道及び室蘭市に同意いただいたところであり、今回の増設もこの同意に基づくものです。同意の際の受入条件に、収集運搬時の安全性の確保等についても示されているところ、国では、収集運搬を行う者による安全かつ確実なPCB廃棄物の収集運搬を確保できるよう、PCB廃棄物の収集運搬に係るガイドラインを策定しています。今後とも、必要な見直し等を行うことにより、PCB廃棄物の運搬を行う者に対する都道府県市の指導監督等と相まって、PCB廃棄物の安全かつ確実な運搬の確保がなされるよう努めてまいります。また、処理施設周辺の地域住民の皆様には事業の安全性や信頼性に対する御理解を深めていただけるよう、JESCOに対して必要な指導監督を行うことと</p>

	<p>もに、国としても努力してまいります。</p> <p>啓発に関しては、PCB廃棄物処理基本計画では、国及び地方公共団体は、PCB廃棄物の処理に関する知識の普及及び意識の向上を図ることとされており、この趣旨を踏まえ、今後ともPCB廃棄物の処理に関する普及啓発に取り組むこととしています。</p>
<p>平成27年3月までの期間内に処理が完了するよう、提案通り、北海道事業における汚染物等の処理について計画に明記するとともに、速やかな事業推進をお願いしたい。</p>	<p>「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特措法)等に基づき、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を図るべく、拠点的広域処理施設の整備をすすめることとしています。</p>
<p>更なる延期が必要とならないよう配慮するとともに、不測の事態にも対応しうるリスクマネジメントの強化を図って欲しい。</p>	<p>PCB廃棄物の確実かつ適正な処理がなされるよう、また、処理施設周辺の地域住民の皆様にも事業の安全性や信頼性に対する御理解を深めていただくよう、JESCOに対して必要な指導監督を行うこととしており、その際、御意見についても参考とさせていただきます。</p>
<p>計画的な処理をすすめる観点から、汚染物等に関する施設能力について明示すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、当面、1日当たり8トン以上(汚染物等量)とすることを明記します。なお、施設能力の具体的な数値は、採用される処理技術等が明らかになった時点で、明示することとしています。</p>
<p>処理の開始の予定時期が延期されることについて、他事業における不具合事例の対応を反映させることが延期の理由の一つとされていたが、なぜこのようなことになったのか。</p> <p>処理の開始の予定時期が延期されることについて、その責任は誰がとるのか。</p>	<p>JESCOからは、先行事業の不具合事例については、北海道事業における処理施設の設計後に判明し、その際に対応方法が検討されたものが少なく、今般、このような事例を反映させることとしたため、と聞いています。</p> <p>PCB廃棄物については、安全な処理を実施することが必要であり、こうした観点からの延期であることについて御理解をいただければと思います。</p>

<p>処理の開始の予定時期の変更について、事前に住民に情報を提供し、意見をもらうべき。</p> <p>手続きとして問題が多く、市民説明からやり直していただきたい。</p>	<p>処理の開始の予定時期の変更及び増設事業については、8月1日の「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」、8月8日の「PCB廃棄物処理事業に関する説明会」及び10月2日の「PCB廃棄物処理に関するセミナー」において説明がなされ、また、これらの場と今回のパブリックコメントにおいて御意見を伺ってきたところです。事業の進捗については、今後ともJESCOに対し、地域住民の皆様への積極的な情報公開について必要な指導監督を行うこととしています。</p>
<p>今回の変更が、今後の処理のスケジュールにどう影響するのか。処理期限は延長されるのか。</p> <p>PCB廃棄物の処理を委託する際の手続きについて、PCB廃棄物の保管事業者向けの説明会が開催されるのはいつ頃か。</p> <p>処理スケジュール、処理料金について、早期に公開して欲しい。</p>	<p>具体的な処理のスケジュール等については、JESCOにおいて定めることとなるため、今回の御意見の趣旨について同社に伝達するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>汚染物等について、処理対象物を具体的に明示して欲しい。</p> <p>具体的な処理対象物や、PCB廃棄物の処理委託時に分析の義務づけが予想されるものがあれば分析項目等について、公開して欲しい。</p>	<p>具体的な処理対象物等については、今後JESCOにおいて定められ、公表されることとなります。</p>
<p>汚染物等の処理に係る施設整備について、地域密着型の事業推進をお願いしたい。</p>	<p>JESCOに御意見の趣旨を伝達させていただきます。</p>
<p>北海道の気候や道路状況等を考慮し、冬期に定期点検を実施することで、冬期以外の処理期間を長くして欲しい。</p>	<p>今回の御意見の趣旨についてJESCOに伝達するとともに、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>北九州事業について</p>	

<p>PCBに汚染された土壌についても、処理が可能として欲しい。</p>	<p>JESCOが設置する処理施設では、PCB廃棄物処理基本計画等に基づき、PCB廃棄物を処理対象として整備がなされており、具体的な処理対象物については、今後JESCOにおいて定められ、公表されることとなります。</p>
<p>その他</p>	
<p>PCB廃棄物について、行政が責任をもって、安全な保管を行うことを先行させるべき。また、PCB廃棄物の存在量を適切に把握し、全量の処理を行うべき。</p>	<p>PCB廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に基づき、排出事業者による適切な保管が義務づけられております。また、PCB廃棄物を保管する事業者等は、PCB特措法に基づき、都道府県知事に対する保管等の届出が義務づけられています。PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、このような規定の遵守等に努めて参ります。</p>
<p>大阪事業、豊田事業、東京事業における汚染物等の処理はどのように進めるのか明示して欲しい。</p>	<p>北海道事業及び北九州事業以外における汚染物等の処理については検討中であり、その方針が固まり次第明らかにすることとしています。</p>
<p>PCB廃棄物の運搬に係る処理業者について、不適切な運搬を行う業者に対する許可の取り消し、許可期限の短縮による更新機会の増加、事故時の対応についての試験の実施などによって、PCB廃棄物の適切な運搬が行われるようにすべき。</p>	<p>廃棄物の運搬に係る処理業者については、廃棄物処理法に基づく基準に従い行われなければならないとされており、同基準に適合しない運搬が行われた場合は、廃棄物処理法に基づき、都道府県知事等による改善命令や事業停止命令、許可の取消し等を行うことができますこととなっております。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>(低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油等を含むトランス等の処理について)      今後の方針について、広く保管事業者にも周知して欲しい。      卒業基準などの設定や処理方法の早</p>	<p>低濃度のポリ塩化ビフェニルに汚染された絶縁油等を含むトランス等の処理については、その処理方策に関して、中央環境審議会に設置された「微量PCB混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」において検討されていると</p>

<p>期の明確化をして欲しい。</p> <p>簡易測定法の利用等に関して、早急に規定の整備をして欲しい。</p> <p>関係者が納得できる仕組みや各者の役割を示して欲しい。</p> <p>焼却実証試験の今後のスケジュール等を公開して欲しい。</p>	<p>ころです。</p> <p>いただいた御意見については、専門委員会における議論の参考とさせていただきます。</p> <p>また、専門委員会で配布された資料や専門委員会の議事録については、原則として公開されることとなっており、これらは環境省のホームページ等において御確認いただけます。</p>
<p>高圧トランス等の処理が遅れている事について、対策をお願いしたい。</p>	<p>P C B 特措法に基づく期間内に完了すべく処理を推進しているところであり、御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
<p>重電機器等の出荷時に、P C B の不 含証明の義務化等を検討して欲しい。</p>	<p>関係機関に御意見の趣旨を伝達させていただきます。</p>